

豊田市事業者向け外部給電機能付次世代自動車普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、外部給電機能付次世代自動車を購入する事業者に対する補助金交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、外部給電機能付次世代自動車を業務目的で購入し、使用する事業者に対して、購入に要する費用の一部を補助することにより、エネルギーの地産地消及び事業活動における脱炭素化を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 補助金の対象となる自動車は、別表1に掲げるもので、別表2に示す外部給電機能を有するものとし、この要綱において「外部給電機能付次世代自動車」という。ただし、超小型電気自動車（以下「ミニカー」という。）の場合は、外部給電機能の有無は問わない。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、自ら使用する目的で外部給電機能付次世代自動車等新車で購入又はリース（サブスクリプションを含む。）契約（以下「購入等」という。）した法人（当該外部給電機能付次世代自動車がプラグインハイブリッド車若しくは電気自動車（以下「PHEV等」という。）である場合又は燃料電池自動車（以下「FCEV」という。）である場合は、当該PHEV等又はFCEVの自動車検査証に記載された使用者をいい、ミニカーである場合は、当該ミニカーの標識交付証明書に記載された納税義務者又は使用者をいう。）であって、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする年度の4月1日以後に当該外部給電機能付次世代自動車を新車登録し、自動車検査証の「自動車登録番号又は車両番号」の欄に「豊田」と記載されていること。
- (2) 自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されていること。
- (3) 豊田市内に本社、支社、支所、支店、営業所等を置く法人で、事業の活動実態があること。
- (4) 主に購入した事業者自らが豊田市内で使用する車両であること。
- (5) 豊田市税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額及びその上限は、別表3に定める金額とする。

- 2 車両の使用（リースに当っては契約）年数が第11条2項で定める取得財産処分制限期間に満たない場合は、使用又は契約年数を取得財産処分制限期間で除した値に当該補助金の額を乗じて得た金額とする。ただし、リース契約で、年未満の期間が発生する場合は、その期間を切り捨てるものとする。
- 3 外部給電機能付次世代自動車を購入等した者のうち、PHEV等を購入等した者が、当該購入等に伴って自らの事業所にPHEV等用の充電設備を設置した場合は、当該充電設備の設置に要した費用（消費税及び地方消費税を除く。）の額又は2万円のいずれか少ない額（以下「充電設備に関する加算金」という。）を、前項の補助金の額に加えるものとする。
- 4 前各項の場合において、算出された額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 補助金の交付は、同一年度において1事業者につき1回限りとする。

(補助対象自動車の新車登録)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度の3月31日までに新車登録し、その使用を開始するとともに、補助対象経費の支払、若しくは分割払による支払契約の締結を完了しなければならない。
- 2 リース契約の場合は、補助金の交付を受けようとする年度の3月31日までに契約を完了し、その使用を開始しなければならない。

(交付の申請)

- 第7条 申請者は、外部給電機能付次世代自動車の購入等完了日から2月を経過した日又は補助対象の車両が新規登録された年度の3月31日のいずれか早い日まで、交付申請兼実績報告書（事業者様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。
- (1) 自動車検査証記録事項の写し又は標識交付証明書の写し（ミニカーの場合）
 - (2) 注文書又は契約書の写し（車名、外部給電機能の有無がわかる書類（標準装備のものは除く））
 - (3) 車両販売店等が発行した外部給電機能付次世代自動車の購入等の事実が確認できる書類（領収書等）の写し、分割払に係る契約書の写し又はリース契約書の写し

し

(4) 豊田市が発行する事業証明書（申請日前 2 月以内に発行されたもの）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の購入等完了日とは、次に掲げる日のうち、いずれか遅い日とする。

(1) 自動車検査証交付日（ミニカーの場合は、標識交付証明書の発行日。）

(2) 購入の場合の補助対象自動車の支払完了日。支払完了日とは、すべての補助対象経費の支払が完了した日とする。ただし、補助対象経費の一部又は全部を分割払する場合は、分割払に係る契約書の締結日又は分割払でない補助対象経費の支払が完了した日のいずれか遅い日を支払完了日とする。

(3) リースの場合の、リース契約の締結日

3 充電設備に関する加算金の交付を申請する者は、第 1 項の書類に加えて、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 充電設備の設置に要した費用（充電設備本体の購入に係る費用が含まれているものに限る。）が明記され、購入の事実が確認できる書類の写し（購入の事実を示す日付が、購入等完了日の 1 年前から第 1 項の申請期限のものに限る。）。ただし、第 1 項第 2 号又は第 3 号の書類に同様の内容が記載されている場合は、その添付を省略することができる。

(2) 充電設備の設置が確認できる写真

4 市長は、交付申請兼実績報告書を先着順に受け付けるものとし、補助金の交付申請額が予算の範囲を超えるときは、受付を停止するものとする。

5 市長は、前項の規定により受付を停止したときは、先着順に補欠番号を付して補欠受付を行い、交付申請兼実績報告書の取下げ、不交付等の発生に応じて、補欠番号順に受け付けるものとする。

（交付の可否の決定等）

第 8 条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行った後、補助金の交付の可否を決定し、交付決定通知書兼確定通知書（事業者様式第 2 号）又は不交付決定通知書（事業者様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧や市税の収納状況を確認することができる。

（補助金の交付）

第 9 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付請求書（事業者様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の交付請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(交付申請の取下げ)

第10条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付申請取下げ届出書（事業者様式第5号）により、市長に届け出なければならない。

(処分の制限)

第11条 交付決定者は、第7条第2項に規定する購入等完了日から起算して補助対象自動車の取得財産処分制限期間内において、当該補助対象自動車を処分（補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換又は廃棄等）をしてはならない。なお、リース契約により補助対象自動車を導入した場合は、契約満了日を待たずして当該契約を解約してはならない。ただし、市長が処分を承認した場合は、この限りでない。

2 前項の取得財産処分制限期間は補助金の交付目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、4年する。

3 交付決定者は、第1項ただし書に規定する承認を受けようとする場合は、あらかじめ車両処分届出書（事業者様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で対象自動車を処分する場合は、事後の提出を認めるものとする。

4 市長は、前項の車両処分届出書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、対象車両の処分を承認する場合は、車両処分承認通知書（事業者様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

(交付の決定の取消)

第12条 市長は、第8条の交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(1) 第4条第1項に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 本要綱の規定に違反したとき。

(4) 第10条の規定による交付申請の取下げの届出があったとき。

(5) 前条の規定による車両処分届出書の承認をしたとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合は、交付決定取消通知書（事業者様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条第1項の規定により補助金の返還を命ずる場合は、返還請求

書（事業者様式第9号）により、当該補助金の全部の額の返還を請求するものとする。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りでない。

- （1）天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で補助対象自動車を処分するとき。
 - （2）その他市長が補助金の返還の必要がないと認めたとき。
- 2 第1項の規定により返還の請求を受けた者（以下「返還義務者」という。）は、当該請求の日から起算して30日以内に補助金を返還しなければならない。
- 3 市長は、返還義務者が前項に規定する期間内に補助金を返還しないときは、当該請求金額に豊田市税外収入に係る延滞金条例（昭和39年条例第7号）第2条第1項に規定する割合により計算した金額を加算して請求するものとする。

（期日の特例）

第14条 当該補助金に係る申請書等の提出期限が豊田市の休日を定める条例（平成元年条例第61号）第2条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日後、最初に到来する市の休日でない日をもってその期限とみなす。ただし、当該年度の3月31日が市の休日に当たる場合は、当該年度の最後に到来する市の休日でない日をもってその期限とみなす。

（他の補助金等との関係）

第15条 この補助金は、国、県その他の団体が交付する補助対象自動車に係る補助金等の受給を妨げない。

（協力）

第16条 第9条の規定により補助金の交付を受けた者は、次に掲げる事項について、市へ協力しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めたときは、この限りでない。

- （1）外部給電機能付次世代自動車の使用状況に関するデータの提供
- （2）災害時に、外部給電設備を自助及び共助のため、非常用電源として活用すること。
- （3）市が実施するアンケート等への回答
- （4）その他地球温暖化防止に関する活動

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 1 0 年 3 月 3 1 に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

別表 1（第 3 条関係）

区 分	定 義
P H E V（プラグインハイブリッド車）	四輪以上の検査済自動車（道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 6 0 条第 1 項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。）であって、その自動車検査証にプラグインハイブリッド車と記載されているもの
B E V（電気自動車）	四輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証において燃料の種類が電気と記載されているもの。ただし、プラグインハイブリッド車に該当するものを除く
F C E V（燃料電池自動車）	四輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証に燃料電池車と記載されているもの
超小型電気自動車	道路交通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号）別表第 2 のミニカーのうち、定格出力が 0． 2 5 k Wを超え 0． 6 k W以下の電動機を有する三輪以上のものであって、標識交付証明書にミニカーと記載されているもの

別表 2（第 3 条関係）

区 分	定 義
D C 外部給電機能	急速充電口から外部給電器・V 2 H 充放電設備を経由して外部に電力を取り出せる機能 ※外部給電器とは、P H E V 等及び F C E V から電力を取り出す装置で、電動車両用電力供給システム協議会規格「電動自動車用充放電システムガイドライン V 2 L D C 版」に基づく検定（C H A d e M O V 2 L p r o t o c o l 認証）に合格しているもの、又は C H A d e M O 規格対応車両から電力の取り出しが可能であることについて車両製造事業者から 2 車種以上の認定を受けているもの又は国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているもの ※V 2 H とは、P H E V 等及び F C E V から電力の取り出し及び P H E V 等及び F C E V に充電する装置で、電動車両用電力供給システム協議会規格「電動自動車用充放電システムガイドライン V 2 H D C 版」に基づく検定（C H A d e M O V 2 H p r o t o c o l 認証）に合格しているもの又は国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているもの
A C 外部給電機能	普通充電口から外部に電力を取り出せる機能
車載コンセント給電機能	P H E V 等及び F C E V から標準装備又はメーカーオプションで装着される車内装備を用いて車両外部に、出力 A C 1 0 0 V で 1 , 5 0 0 W の電力を安全かつ安定的に供給する機能

別表 3（第 5 条関係）

区分	補助率	上限額	上乗せ加算額	
P H E V 等	車両ごとに市長が車両本体基準額（ベース額）を設定し、そのベース額に 5 / 100 を乗じた額	2 0 万円	使用者の事業所に充電設備を設置した場合	設置に要した額※ 1 又は 2 万円のいずれか少ない額
F C E V		1 5 万円		
ミニカー		7 万 5 千円		

※ 1 消費税及び地方消費税を除く。